



Title	An Economic Analysis of Household Portfolio Choice in Japan : The Impact of the Maruyu System and the Deposit Insurance System
Author(s)	関田, 静香
Citation	大阪大学, 2007, 博士論文
Version Type	
URL	https://hdl.handle.net/11094/47143
rights	
Note	著者からインターネット公開の許諾が得られていないため、論文の要旨のみを公開しています。全文のご利用をご希望の場合は、大阪大学の博士論文についてをご参照ください。

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

氏 名 関 田 静 香

博士の専攻分野の名称 博 士（応用経済学）

学 位 記 番 号 第 20831 号

学 位 授 与 年 月 日 平成 19 年 3 月 23 日

学 位 授 与 の 要 件 学位規則第 4 条第 1 項該当

経済学研究科政策・ビジネス専攻

学 位 論 文 名 An Economic Analysis of Household Portfolio Choice in Japan : The Impact of the *Maruyu* System and the Deposit Insurance System
（日本における家計の資産選択に関する経済分析：マル優制度及び預金保険制度の影響）

論 文 審 査 委 員 （主査）

教 授 チャールズ・ユウジ・ホリオカ

（副査）

教 授 小川 一夫 助教授 小原 美紀

論 文 内 容 の 要 旨

家計は経済活動に必要な資金を供給するという役割を担っている。本論文で明らかにされていることは、家計が供給する資金がどのように金融機関に配分されるのか、また、家計の資産選択行動が政策変更によどのような影響を受けるのかの2点である。

一章では、金融広報中央委員会によって調査された「家計の金融資産に関する世論調査」の個票データを用いて、家計による預金者規律（取引先金融機関の経営状況が悪化した場合、家計が預金を引き出しているか否か）の存在の検証を、国内外において初めて実証的に行った。家計データを用いて、預金者規律の検証ができた理由は、家計が取引する金融機関についての経営状況に関するユニークな質問項目を使うことができたためである。そして、預金保険制度の変更や家計の属性が規律の程度によどのような影響を与えるのかに関しても分析している。

実証分析の結果によれば、標本期間である 1998-2003 年全ての年において、家計による預金者規律が存在していたことが明らかとなった。しかし、2001 年以降、家計は預け替え先の健全性を必ずしも考慮していなかった。一方で、家計は、1999 年を除く全ての年において、一金融機関内の預金額が、預金保険制度による保護額を超えないよう考慮して、預け替え行動を行っていたことも分かった。さらに、定期預金の完全保護の廃止は、預金者規律を強めたが、普通預金の完全保護の延長は預金者規律を弱めなかったという結果も得た。さらに、預金保険制度を見聞きたことがある、預金保険制度の内容まで知っている、預金保有額が高い、貯蓄目標額が高い、世帯主年齢が 60 歳以上、リスク回避的、金融機関の健全性を重視、金融機関の利便性を重視することは、預金者規律を強め、世帯人数が多いことは預金者規律を弱めることも分かった。

二章では、総務庁統計局によって調査された「貯蓄動向調査」の年齢階級別集計データを用いて、日本家計における資産需要方程式を推定し、1988 年・2006 年のマル優制度改正が、家計の資産選択行動に与える影響についてシミュレーション分析を行っている。1988 年改正の効果については多くの先行研究が存在するが、2006 年改正についての研究は皆無であり、1988 年改正の効果によって類推する他なかった。つまり、2006 年改正の効果进行分析したのは

本章が初めてである。推定の際には、マル優制度の非課税限度額を考慮した年齢ごとの限界税率を初めて用いており、税制改革の効果を分析する上では、特に重要な貢献であると言える。また、収益率の内生性を考慮するために、マル優制度改革や日本家計の資産構成に関する先行研究においては初めて、**generalized method of moments**により推定を行った。

実証分析の結果によれば、1988年・2006年のマル優制度改正は、予想通り、家計の資産構成をマル優資産（預貯金、債券、信託）から非マル優資産（株式、保険・年金、その他金融資産、負債）へとシフトさせ、長期効果は特に顕著であることが示された。しかし、その数量的効果を計算すると、1988年改革による各金融資産のパーセント変化は非常に大きいものの、2006年改革に関しては微々たるものであるという結果を得た。よって、2006年改革は、家計の資産選択行動にほとんど影響を与えないと考えられる。

三章では、日本における消費税・所得税に関する理論的考察を行った。その結果、消費税に関しては、物品税から一般消費税に移行したことにより、**Ramsey**の逆弾力性ルールを基準とした場合には、効率性が上がったが、より重要な**Corlett and Hague**のルールを基準とした場合には効率性が下がっており、総合的に見た場合、消費税の効率性は低下した可能性が高いことが分かった。また、一般消費税は支出税ではなく売上税であり、食料品などの必需品に課される税率が低いわけではなく、また、ゼロに設定されているわけでもなく、贅沢品に課される税率も高く設定されていないため、公平性は明らかに低下したことが分かった。そして、所得税に関しては、貯蓄優遇税制の段階的廃止などにより資本所得に対する税率が上昇したことから効率性が下がった可能性が高い。また、労働所得税の累進性の弱まりによって効率性が上がったと考えられるが、労働供給が貯蓄より非弾力的であると仮定すると、効率性の改善はわずかであると考えられる。よって、総合的に見た場合、所得税の効率性は下がった可能性が高いことが分かった。また、所得税の累進性が減少していることから、所得税の公平性は下がったことも分かった。

これらの理論的評価を踏まえ、消費税に関する政策提言としては、余暇の補完財に対する消費税を上昇させること、消費税の税率を上げて、食料品などの必需品の税率はそのままにしておくこと、帰属家賃を消費税として課税することを挙げ、所得税に関する政策提言としては、貯蓄に関する非課税制度を再び導入すること、所得税の累進性を上昇させること、税務官を増やしたり納税者番号制度を導入したりするなどして、所得税の捕捉率を上昇させることを挙げている。

論文審査の結果の要旨

本研究は、家計の資産選択行動を様々な観点から分析したものである。まず、国を問わず、初めて家計データを用いて預金者規律の存在について検証し、預金保険制度の改正が家計の預け替え行動に与えた影響についても検証している。また、年齢別の限界率を丁寧に計算し、収益率の内生性を考慮し、マル優制度の1988年改正と2006年改正双方の家計の資産選択に与えた影響について検証しているが、このような試みも初めてである。マル優制度の長期効果の計算方法に改善の余地があるとはいえ、いずれの分析も手堅い実証研究であり、分析結果を踏まえて適切な政策提言を行っており、博士（応用経済学）として充分価値があると判断するものである。